

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大 作

京都市規則第 90 号

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則

京都市昼間里親規則の一部を次のように改正する。

第9条中「, 12月30日及び同月31日」を「及び12月29日から同月31日まで」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に改め、「児童に」を削り、「事故が」の右に「児童に」を加える。

別表C階層の項中「3,300」を「3,400」に、「2,600」を「2,700」に改め、同表D階層の項を次のように改める。

D 階 層	A階層を除き、 所得税を課され ている者の属し ている世帯	D ₁	1円以上 5,000円未満	7,100	7,900	3,500	3,500	6,500	7,200	3,300	3,300
		D ₂	5,000円以上 15,000円未満	7,600	8,400	3,700	3,700	7,000	7,700	3,500	3,500
		D ₃	15,000円以上 45,000円未満	11,800	13,200	5,700	6,000	9,400	10,400	5,200	5,500
		D ₄	45,000円以上 75,000円未満	16,700	18,600	8,100	8,400	11,800	13,200	7,000	7,300
		D ₅	75,000円以上 112,500円未満	20,600	22,900	10,100	10,600	13,500	15,000	8,300	8,800
		D ₆	112,500円以上 202,500円未満	23,700	26,400	11,600	12,100	15,100	16,800	9,500	10,000
		D ₇	202,500円以上 402,500円未満	27,500	30,700	13,700	14,200	16,000	17,800	10,700	11,200
		D ₈	402,500円以上 602,500円未満	29,900	33,300	14,600	15,100	17,000	18,900	11,400	11,900
		D ₉	602,500円以上 734,000円未満	33,200	37,000	16,200	16,700	18,400	20,500	12,600	13,100
		D ₁₀	734,000円以上	39,200	43,800	19,600	20,200	22,000	24,500	15,300	16,000

別表備考4及び5を次のように改める。

- 4 同一世帯に次に掲げる児童（以下「幼稚園児等」という。）がある場合において、幼稚園児等が1人のときは、徴収額は、2人目の児童についての加算額に相当する額とし、幼稚園児等が2人以上のときは、保育料は、徴収しない。

- (1) 幼稚園又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）に入園している児童
- (2) 特別支援学校の幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）に在学している児童
- (3) 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の4第1項に規定する里親に養育されている児童
- (4) 次に掲げる施設に入所している児童
 - ア 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設，保育所，児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）
 - イ 法第6条の2第3項に規定する指定医療機関のうち法第27条第2項の規定による委託が行われているもの
 - ウ 法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設（これらの項に規定する便宜の供与を受けるために入所する場合に限る。）

- 5 同一世帯に法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業による保育を受けている児童（以下「小規模保育児童」という。）がある場合における徴収額は，小規模保育児童が昼間里親に保育されているものとして第11条第2項及びこの表により計算した額から，小規模保育児童に係る基準額又は加算額を控除して得た額とする。

別表備考中10を11とし，9を10とし，同備考8中「同法」の右に「第314条の2第1項第11号，」を加え，「適用しない」を「適用せず，かつ，地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改め，同備考中8を9とし，7を8とし，6を7とし，5の次に次のように加える。

- 6 4及び5にかかわらず，同一世帯に幼稚園児等が1人あり，かつ，小規模保育児童がある場合における保育料は，次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模保育児童のうちに昼間里親に保育される児童に比して年長の者があるとき 保育料は，徴収しない。
- (2) その他のとき 徴収額は，2人目の児童についての加算額に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市昼間里親規則の規定は、平成25年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)